

ウィズコロナ／ポストコロナにおける産業財産権行政の在り方 これまでの取組

【参考資料3】

I. 審査制度・システム

●世界最速・最高品質の特許審査

- ・一次審査通知期間：11か月未満（2014年以降）
- ・権利化までの期間：14.3か月（2019年度）
- ・早期審査（一次審査2.5月）、スーパー早期審査（同0.6月）の無料提供
- ・品質ポリシー、品質管理委員会（2014年）を通じた品質向上
- ・AI等を活用した業務効率化（外国文献への特許分類付与、日本語で海外文献を一括検索可能なシステム等）

●ユーザニーズに応じた意匠・商標の保護範囲の拡充

- ・イノベーションの促進とブランド構築に資するべく、意匠法を抜本的に改正し、建築物、内装、画像デザインを新たに保護可能とするとともに、関連意匠制度を拡充。

意匠登録第1671773号
「商業用建築物」



写真：株式会社ファーストデザイン提供

意匠登録第1671152号
「書店の内装」



写真：カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社提供

意匠登録第1672383号
「車両情報表示用画像」



写真：株式会社小糸製作所提供

- ・音や色彩等の新しいタイプの商標登録を可能とし、多様なブランド戦略を支援。

●ユーザの利便性向上

- ・事業で活用される知財の包括的な取得を支援する事業戦略対応まとめ審査
- ・ユーザとのコミュニケーション（年間3,700件超の面接）

●システム

- ・特許審査に関する情報をユーザに提供する仕組み（グローバルドシエ）を主導

II. 国際制度調和、中小企業等支援

●海外での権利化支援

- ・特許審査ハイウェイ(PPH)を2006年に日米で開始。2019年12月よりインド、2020年1月よりフランスと開始、現在45の国・地域と連携。
- ・日本の特許が権利化できる制度（PPHプラス（ブルネイ）、CPG（カンボジア・ラオス））を締結。
- ・五大特許庁やWIPOの枠組みで制度・運用調和の議論をリード

●人材育成協力

- ・途上国等に、審査実務や模倣品対策等の研修プログラムを提供。
- ・JICAを通じてミャンマーに専門家を派遣。知財庁設立（2020年10月）に貢献。

●中小・ベンチャー企業、大学等支援

- ・アイデア段階から事業展開、海外展開までの幅広い知的財産の多様な課題を、ワンストップで解決する一元的な窓口（知財総合支援窓口）を47都道府県に設置
- ・事業と知財の両面でスタートアップの成長を加速させるプログラム（IPAS）を提供開始（2018年）
- ・知財専門家を大学等に派遣し、知財戦略策定等を支援
- ・大企業とスタートアップとの契約を支援する「オープンイノベーションモデル契約書」を公表（2020年）

III. 新型コロナウイルス感染症への対応

●柔軟な対応の実施

各種手続を所定期限内に行うことが困難となった者に対し、法令が許す最大限の範囲で手続期限なども柔軟に対応。（運用により、一定の期間、指定期間が過ぎた手続を有効な手続と認める等）

ウィズコロナ／ポストコロナにおける産業財産権行政の在り方 (基本問題小委員会 提言とりまとめ案(概要)) (1)

I. これからの審査制度・業務を支えるシステムの在り方

【ユーザニーズを踏まえ、AI等も活用し、効率化・合理化を進める】

●特許審査制度

- ・ ユーザへの提供価値(審査の質、利便性等)の見直し
- ・ 先行技術調査の強化(毎年350万件超増加する海外特許技術文献を着実に調査できるようAIを活用)、効率化(類似度順スクリーニング等を活用したメリハリのあるサーチ等)
- ・ 高審査負荷の請求項記載形式(マルチマルチクレーム)制限に向けた検討
- ・ 調査対象文献の急増(中国文献爆発)等への対応のため、審査プロセスを改めて見直し、徹底した効率化を推進。

●意匠審査制度

- ・ 意匠制度の周知強化
- ・ ユーザニーズを踏まえた意匠制度の一層の魅力向上に向けた検討(意匠版PPH導入、分割出願要件緩和等)
- ・ 審査の更なる迅速化

●商標審査制度

- ・ 審査負担の少ない出願や拒絶理由の対象とならない出願の促進(新しい商品・役務名に関する情報提供の強化等)
- ・ 出願増を見据えた審査体制の強化(民間調査者・任期付審査官活用)
- ・ 国際出願促進に向けた環境整備

●システム

【審査制度基盤】

- ・ AI等の先端技術を最大限活用し、業務効率化及び品質向上を図る。

【情報システム】

- ・ 費用削減を最大限図りつつも、不可欠なシステム刷新の完遂、手続オンライン化の一層の推進等のため、必要な投資は、引き続き実施。

II. イノベーション創出に向けた政策の在り方

【メリハリをつけ、効果の高い施策に選択と集中を行う】

●国際制度調和

- ・ より広範囲の途上国に対する支援の拡充
- ・ 審査協力の円滑な推進

●中小・ベンチャー企業、大学支援施策の充実・強化

- ・ 知財総合支援窓口の強化
- ・ 事業戦略と一体化した知財戦略実現に向けたハンズオン支援
- ・ ベンチャー企業の知財意識の向上、知財専門家人材の拡充

●オープンイノベーション促進

- ・ モデル契約書の類型拡充
- ・ ライセンスオブライト制度を参考とした制度導入の検討

III. 新型コロナウイルス感染症への対応

【DX化を進め、制度ユーザの利便性向上を図る】

●デジタル化・オンライン化

- ・ 特許庁に対する全ての申請手続(現在は書面でしか手続ができない約500種の手続)をデジタル化
- ・ 書面申請に伴う押印についても可能な限り廃止

●口頭審理のオンライン化

- ・ 特許の無効審判等は、従来、審判廷に出頭して対面で口頭審理。これを、ウェブ会議システムでも可能とする。

●非常時対応の見直し

- ・ 災害時のガイドライン等の整備を進める。災害等を原因とする納付期間徒過の割増手数料の救済制度を設ける。

ウィズコロナ／ポストコロナにおける産業財産権行政の在り方 (基本問題小委員会 提言とりまとめ案(概要)) (2)

IV. 特許庁サービスの維持・向上及び料金体系の在り方

● 手続・支払等における手数料等の見直し

(1) 登録情報処理機関による電子化業務

- 電子化業務のあり方について効率化の観点から検討を行う。その上で、オンライン申請利用者との負担の公平性の観点から、電子化手数料の水準を見直すとともに、電子化手数料の対象とすべき手続の範囲についても検討。

(2) 特許印紙による予納制度

- 特に大口の制度利用者に対して口座振替等による支払を促す。
- 特許印紙予納の廃止と代替手段(口座振込による予納等)を検討。
- 更なる支払手段多様化を検討。

● 減免制度の適正化

- 中小企業・個人の軽減措置について、年間の適用件数に上限を設ける。
- 住民税非課税(相当)を理由とする免除は廃止し、軽減とする。
- 特許登録までの間に他者に権利を移転された場合に、減免を取り消す等の措置を行う。

● 歳出・歳入構造改革

【特許特会赤字の要因】

- 2005年度以降、一時的な審査請求・登録件数の増加、大規模システム刷新の頓挫等により剰余金が増大。
- 3度の値下げ(2008,2011,2016)により歳入を歳出程度に抑制してきたが、大規模システム刷新、庁舎改修により歳出が増加。6年連続赤字。

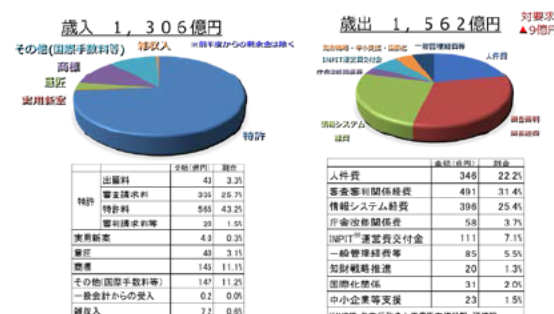
【歳出削減等の取組】

- 調査外注費の削減、システム運用の見直し(2021年度歳出予算は対前年度比約5.3%(87億円)削減)。
- システム開発に要する投資経費も機能削減や開発内製化等により削減。
- 定常経費が2022年度以降早期に現行料金体系下での歳入を下回るよう、歳出削減の取り組みを継続・強化。更に、印紙予納の廃止や減免制度の適正化による費用圧縮を図る。

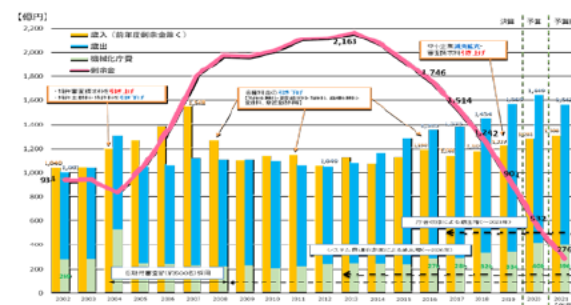
【料金見直しの検討】

- 将来必要となる投資経費を全てまかなうことは困難であり(不足分は2030年代半ばまでに約2000億円)、これまで引き下げた料金の一部値戻しが必要。
- 2022年度から料金を見直す場合、年間150億円程度の増収が必要。
- 情報公開の充実、第三者による定期的な検証に取り組み、機動的な対応を行う。

【令和3年度予算案】



【決算・予算ベースでの剰余金推移】



制度・運用の改善（まとめ）

1. リモート・
非接触ニーズへの
対応を徹底します

2. ユーザーの
負担を軽減します

3. 権利の保護を
強化します

4. 強靱な権利を
迅速に付与できるよう
審査を改善します

5. 特許侵害訴訟等
において、
妥当性の高い
判決につながる
制度を整備します

6. 特許特別会計の
透明性を高めます

1. リモート・非接触ニーズへの対応の徹底

共通

- 現在は書面でしか手続きができない500の手続（約20万件／年）をすべてオンライン化
- 添付文書の原本提出を不要に
- 予納の納付方法の見直し（印紙持込に限定している現行規定を見直し、口座振込等へ変更）
- テレワークする審査官とのコンタクト機会（オンライン面接、電話等）の拡充
- 特許庁から発出する文書（登録証等）についてもデジタル化

審判

- 口頭審理のオンライン実施を可能に【特許制度小委】

商標

- 国際出願の際の登録査定謄本の郵送を廃止し、WIPOからの電子送達に一本化【商標制度小委】

2. ユーザーの負担軽減

共通

- ・ 書面で手続をする場合も、押印を原則廃止（厳格な本人確認が必要な場合に限定）
- ・ 添付文書の原本提出を不要に《再掲》
- ・ 災害時に法定期間を徒過した場合、割増料金の支払いを不要に【特許制度小委】
- ・ 支払い手段のさらなる拡充（窓口における支払い手段の多様化）

商標

- ・ 別の時期に分けて支払いを求めている国際出願の手数料納付時期を一本化【商標制度小委】

意匠

- ・ 国際出願時、新規性喪失の例外証明書の特許庁へ提出する方法・時期の要件を緩和【意匠制度小委】
- ・ ユーザニーズを踏まえた意匠制度の一層の魅力向上に向けた検討（意匠版PPH導入、分割出願要件緩和等）

3. 権利の保護を強化

共通

- うっかりして手続期限を徒過した場合の権利回復を容易に【特許制度小委】；
権利回復の要件を緩和（申立の1割強しか権利回復が認められない現行の要件
「正当な理由」を「故意でない」に変更）

商標

- 国際出願時に、二段階目の手数料納付を忘れて“みなし取下げ”にならないよう、別の時期に分けて支払いを求めている国際出願の手数料納付時期を一本化《再掲》
【商標制度小委】
- 海外からの模倣品流入に対する規制の強化【商標制度小委】；
事業者が海外から日本国内に送付する行為を侵害行為として差止等ができるように

意匠

- 海外からの模倣品流入に対する規制の強化（同上）

審判

- 権利維持のための訂正を容易に【特許制度小委】；
訂正審判の申立等に当たり、通常実施権者の承諾を不要に

4. 強靱な権利の迅速な付与のための審査の改善

特許

- 先行技術調査の強化（毎年350万件超増加する海外特許技術文献を着実に調査できるようAIを活用）
- 先行技術調査の効率化（類似度順スクリーニング等を活用したメリハリのあるサーチ等）
- 融合技術分野における“部門間にまたがる連携審査”の開始
- PPH（特許審査ハイウェイ）の拡充・AI関連技術に関する特許審査事例の各国への浸透

商標

- 任期付審査官の増員、審査手法の見直し、AI活用等による審査迅速化
- 民間機関への調査外注による審査迅速化
- 出願適正化支援（権利の対象となる商品・役務区分の選択に関する支援等）

5. 特許侵害訴訟等における妥当性の高い判決につながる制度の整備

特許

- アミカス・ブリーフ（当事者による証拠収集を補完できる第三者意見募集制度）の導入【特許制度小委】

6. 特許特別会計の透明性の向上

共通

- 情報公開の充実
- 財政運営の状況（剰余金の水準、料金体系の妥当性等）について、第三者による検証を定期的に実施